特 別 加 入 保 険 料 率 表

（令和3年4月1日施行）

第一種特別加入保険料率

・当該事業に適用される労災保険率と同一の率である。

第二種特別加入保険料率

（単位：1/1,000）

事業又は作業の種類の番号	事 業 又 は 作 業 の 種 類	第二種特別加入保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	12
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	18
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	48
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	3
特１０	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械作業従事者）	3
特１１	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
特１２	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	15
特１３	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	6
特１４	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
特１５	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3
特１６	労災保険法施行規則第46条の18第3号への作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
特１７	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
特１８	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
特１９	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3
特２０	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5
特２１	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3
特２２	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3

第三種特別加入保険料率

（単位：1/1,000）

対 象	第三種特別加入保険料率
海 外 で 行 わ れ る 事 業 に 派 遣 さ れ る 労 働 者 等	3